



# 日刊 労働千葉

国鉄千葉労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(労働組合館)

(鉄電) 千葉 2935・2936番

(公) 043(222)7207番

\* 電話番号は4月29日から変更になります

92.6.5 No.3603

乗務を降ろして「区長面談」  
を行なうことは問題あり

職場において「現場長面談」が開始されているが、特に「三月ダイ改悪」から労働車乗務員の勤務が改悪されたため、出勤してから乗務開始まで、また乗務終了後における準備のための労働時間が大幅に削減されている(分割みで労働時間となつていて)中では、「区長面談」がサービス労働以外にはできなくなつた。

乗務より「面談」を優先する

こうした状況下で千葉運転区では、所定の乗務行路から急遽乗務員を外し、「区長面談」を開始したのである。

点呼時では、所定行路を確認して乗務に就かせておきながら、乗務の途中電話で「代替乗務員を手

配(予備勤務者を使用)したからに優先して「区長面談」を受けるように」と指示したのである。通常

勤務である乗務より、「区長面談」を優先しているのである。

五月三〇日、千葉支社における団交では、「『現場長面談』は業務上からも必要なことである」としながらも、「所定行路を変更して乗務を降ろしてまで行なうやりかたは『ベスト』ではない」と、今回やり方は問題があつたことを認めたのである。

しかし、団交で会社側は、「区長面談」についての扱いを提起しておきながら、千葉運転区では引き続き電話指示により乗務の途中で急遽降ろして「区長面談」をおこなつたのである。

これは、千葉支社がこれまで「会社の方針を一方的に強行すれば良い」という考え方でのぞんだ姿勢の表れであり、この「おごり」により団交を軽視するというやり方が行なわれてきたのである。

このような千葉支社の対応は、団交のあり方を裏切るものであり、到底認めるとはできない。徹底的に抗議しなければならない。

①所定の労働時間を超えて行なう場合は、超勤対応とする、  
②期間が限られている場合は、超勤対応とする、  
③予備勤務の中ができる者は行なう、

という内容を明らかにし、現場長にすでに指示したと回答した。

団交を軽視した千葉支社

# 団交の運転を反対に

乗務を外して「区長面談」(千葉転)

日 六月 九日 (火) PKO法案反対中央集会  
主 催 社会党  
場 所 日比谷野外音楽堂 一八時

日 六月二七日 (日)

主催 動労千葉、國労闘争団有志

場所 南部労政会館講堂 一四時

運転を停止する  
仕事と安全とを離れては  
関係ない

運転員に何でも強要

安全を軽視した強制を許さず

六月一日から電車の前頭に「行先」を表示することになつたが、これらは、特に動力車乗務員の本業である運転になんら関係ないものまで強要しているという点である。

五分の折り返しでできるのか

現在の列車運行は、四分三〇秒及び五分で八両編成を折り返す運行計画が行なわれているが、機器整備や反対側の運転台に移動する時間だけでも無理な設定となつてゐる。さらに、列車番号の整備に加え、行先表示器(両側とも高いところに設置されている)の整備を行なえといふのである。

